

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第6期計画期間 第10回会議）議事録

日時：平成29年9月26日（火）18:00～

場所：市役所上杉分庁舎7階

子供未来局第1会議室

<出席者>

【委員】

阿部一彦委員、五十嵐講一委員、板橋純子委員、小笠原サキ子委員長、小坂浩之委員、鈴木久雄委員、土井勝幸委員
以上7名、五十音順

【仙台市職員】

會田健康福祉局保険高齢部長、藤井介護事業支援課長、大浦介護保険課長
高橋介護事業支援課指定係長、石川介護保険課管理係長
阿部介護事業支援課施設指導係長、佐藤介護事業支援課居宅サービス指導係長

<議事要旨>

1. 開会
2. 報告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について（資料1）
- (2) 小規模多機能型居宅介護（建設費補助あり）、看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助あり）及び地域密着型特別養護老人ホーム事前協議事業者の選定結果について（資料2）
- (3) 認知症対応型共同生活介護の募集結果について（資料3）
- (4) 事前協議事業者の辞退について（資料4）
- (5) 地域密着型サービス事業の廃止について（資料5）
- (6) 地域密着型サービス事業の指定事項変更について（資料6）
- (7) 施設の整備状況について（資料7）（参考資料7-1）

事務局より説明

小笠原委員長：今の報告について、質問や意見はあるか。

五十嵐委員：廃止する事業所が非常に多い。廃止理由はそれぞれあると思うが、仙台市としては、事業所の廃止が多いことをどのように捉えているのか。

高橋係長：今回ご報告した廃止事業者のうち、2事業所は事業譲渡によるもので、運営法人が変更になるが、利用者は引き続きサービスを利用する予定である。また、地域密着型通所介護については、事業所数が多く、利用者の選択の結果により、廃止に至ることもあるが、事業所指定の段階では、ヒアリング等において、利用ニーズや運営面の確認を行っている。事業者にはできるだけ長く事業を継続していただけるよう、市としても支援して参りたい。

會田部長：地域密着型通所介護の廃止事業所6ヶ所のうち、2事業所は小規模デイから大規模デイに転換を行うもの、2事業所は地域密着型のデイから利用者ニーズの高いヘルパーの事業所に転換を行うものであり、完全に事業を廃止するものではない。前回の委員会から約2ヶ月間で、1～2事業所の廃止であれば、傾向としては落ち着いているほうと考えている。

小坂委員：資料3と4に関連して、第一中学校区や第二中学校区など、街中での施設整備は土地所有者との関係もあり、なかなか難しいように見受けられる。今後、仙台市として、街中とそれ以外で施設整備の取り組みを変えることはあるのか。

會田部長：仙台市の公募においては、事業者側でまず土地を用意し、事業計画等を作成の上で、選定されるという仕組みとなっている。特に第二中学校区については、選定後の辞退もあり、中学校区を限定してグループホームの追加公募を行ったが、応募がなかったため、空白地域になっている。街中での施設整備について、市としてどのような手段が考えられるか、次期計画の中で検討して参りたい。

小坂委員：この地域の要介護者のニーズに対してサービスが充足しているのか心配である。

會田部長：日常生活圏域ごとに施設整備は進めていくが、第二中学校区がグループホームの空白地域とはいっても、近接する第一中学校区や三条中学校区にはグループホームが整備されている。日常生活圏域を越えてサービスを提供することもできるため、利用者はサービス内容を比較し、他の圏域の施設への入所を選ぶことが可能である。ただ、グループホームの空白地域であるという点で何らかの手段がないかを模索していく必要はあると考えている。

板橋委員：看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護に医療的ケアがプラスされ、要介護度が上がっても最期まで地域の中でサービスを利用できる趣旨の事業であるが、小規模多機能型居宅介護は要介護4～5になると、サービスの利用が継続できず、施設入所が必要となってしまうため、登録定員に満たない事業所があると伺っている。看護小規模多機能型居宅介護の事業所については、重度者や一人暮らしの高齢者がどのくらい利用できているのか、データがあればご教示いただきたい。

藤井課長：一人一人の利用者のデータは把握していないが、現在、次期計画の策定に向け、事業所からのアンケート調査を行い、各事業所の課題等の状況把握を行っている。次の介護報酬の改定で、定員等についての議論もあると伺っており、事業所の整備にも何らかのインセンティブが働くようになるのではないかと考えているところである。

板橋委員：小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護は、在宅高齢者の介護を支える上で、国の方針でも必要なサービスとして位置付けられているが、実際にうまく機能しているのか疑問を持っている。

藤井課長：引き続き情報収集を行い、どのようにすれば施設整備が進むのか、市としても検討したいところであり、委員の皆様からもご意見をいただきたいと考えている。

3. 議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について（資料8）（参考資料8-1～8-10）

議事(1)について、関係する委員1名が一時退席し、委員6名で審議を行うこととした。

事務局より説明

小笠原委員長：今の説明について、質問や意見はあるか。

小坂委員：複数の事業所が新たに開所するが、人員基準は満たしているとの事務局からの説明であった。しかし、市内の介護職員はあいかわらず不足しており、過去には職員不足で、1ユニット分の開所を延ばしたという事例もあったが、今回の事業所は大丈夫なのか。

高橋係長：事前に事業者からヒアリングを行い、職員の確保についても順調で、予定どおり開所できると伺っている。

鈴木委員：愛子地区に2ヶ所のグループホームが開設し、地域的にダブっているようだが、事業所として成り立っていけるのだろうか。小坂委員のご指摘のとおり、職員の問題が大きく、大規模な事業者は異動による職員の配置も可能であるが、小規模な事業者だとスタッフの配置の問題で、経営的に成り立たなくなっていく懸念がある。

高橋係長：公募を行う上では、できるだけ中学校区の重複がないよう選定していきたいと考えているが、事業者において事業を行う土地や建物を確保いただくことが必要となり、既に他事業所のある中学校区への応募もある。また、事業者の選定にあたっては、職員の確保見込みやその地域でのニーズ等も確認しているところであるが、開所後も施設の運営を行っていく上で、職員不足とならないよう配慮していく必要があると考えている。

鈴木委員：人員基準の必要人数が足りなくて、閉鎖する事業所があるだけではなく、町内会等で、ある事業所はスタッフが足りないという話が聞こえてくるが。

藤井課長：最低限の人員基準を満たしていることは、実地指導などでも確認しているが、実際には、基準上の職員数だけでは運営が難しく、欲しいと思うスタッフ数が不足しているという話になるのではないかと考えている。

鈴木委員：仙台市でも抜き打ちの調査をやるべきではないか。実地指導は事前に日程が通知されるので、その時だけスタッフを集めて、苦勞して運営しているところもあるようだ。

藤井課長：実地指導では賃金の支払状況等も含めて、人員基準を満たしていることは確認しているが、国で定めた人員基準を満たしているだけでは、職員の急な休暇取得やトラブル等が起こった際に対応できないのが現状と伺っている。

鈴木委員：施設が増えていくことは構わないが、市として介護職員不足の問題をどうクリアしていくのか。あまり事業所を締め付けてもいけないと思うが、利用者のことを考えると、きちんとした形で運営してもらいたいと考えているので、市の方でも確認していただきたい。

小笠原委員長：病院では、スタッフの人数を病棟に示していることが多いようだが、介護施設ではそのような取り組みは行っているのか。

會田部長：介護事業所でも、職員の配置はわかりやすいところに掲示するように指導している。

鈴木委員：単に紙に印刷したものを掲示していても、利用者には伝わらないところもあるのではないかと。

小笠原委員長：病院では写真付きで今日は何人のスタッフがいるか、わかるようになっているところもある。

會田部長：介護事業所でも写真付きで今日の担当や責任者を掲示しているところはある。

鈴木委員：仙台市として写真付きで職員の配置状況を掲示するように指導する等、国で定めた運営基準だけではなく、市として介護事業の方針等を踏まえ、独自の取り組みをやっていただけたらと考えている。

板橋委員：事業譲渡を受ける小規模多機能型居宅介護について、建物だけではなく、利用者も含め譲渡されるのか。食事代や宿泊費の等、以前の運営事業者と変わりはないかと。

高橋係長：事業譲渡後も従前と同じ料金設定で事業を引き継ぐと伺っている。また管理者含め、職員も譲渡先の法人が引き継ぎ、同じ体制で運営を行っていく。

板橋委員：当面、利用者にとっては、同じような環境でサービスが利用できるかと理解してよいのか。

高橋係長：そのとおりである。

小笠原委員長：他に質問がなければ、当議案を承認としてよろしいでしょうか。

(異議等なし)

(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について (資料9) (参考資料9-1)

事務局より説明

小笠原委員長：今の説明について、質問や意見はあるか。

五十嵐委員：一般的な質問になるが、参考資料9-1で、運営に関する基準の改善指示とあるが、運営に関する基準はどのくらいの項目があるのか。

佐藤係長：サービスごとに細かく運営基準が定められており、プランの作り方や衛生管理・感染症対策、苦情等、非常に多くの項目があり、それらを実地指導でチェックしている。

五十嵐委員：事故発生時の対応については、複数の事業所で改善指示を受けているようだが、内容は同様の指摘なのか。

佐藤係長：例えば、この認知症対応型通所介護事業所の場合、溺水、やけど、急変等、利用者の入浴時の事故に対するマニュアルがなかったため、改善指示を行ったものであったが、サービスごとに必要とされる中身が違ってくるので、複数の事業所で同じ指摘を受けているとは言えないものである。

小坂委員：事業所ではいろいろな事故を想定し、マニュアルを整備しなければならないとのことであるが、以前の実地指導では求められていなかったものが、次の指導で指摘を受けることもあるのか。

佐藤係長：運営基準で揃えているべきマニュアルが定められているが、昨年1月のデイサービス事業者における送迎時の死亡事故を受け、送迎ルートの見直しを求めたりすることもある。また震災後、災害に対する対応等への注意喚起を行う等、運営基準以外でも行政指導の一環として事業所の協力も得ながら指導を行っている。

土井委員：夜間対応型訪問介護は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所もある中で、どのくらいのニーズがあるのか。

會田部長：市として、夜間対応型訪問介護が定期巡回・随時対応型訪問介護看護とどのくらい住み分けがしっかりされているのか、具体的などころまでは把握していないが、サービス内容には重なっている部分がある。夜間対応型訪問介護は平成23年から1事業所のみであるが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所数のほうが多いことから、定期巡回にシフトしていく方向にあると考えている。

小笠原委員長：質問がなければ、当議案を承認としてよろしいでしょうか。

(異議等なし)

4. その他

小笠原委員長：その他、委員から質問や意見はあるか。

阿部委員：地域密着型サービスの事業者は、社会福祉法人よりも株式会社が多く、また他県からの参入する事業者も多いようだ。地元仙台の事業者で新たに地域密着型サービスに参入する予定の事業者はいないのか。

會田部長：介護保険制度の発足当初から、民間企業からの力を活用し、介護業界を支えていくという仕組みであり、特に、デイサービスやグループホームについては、民間企業を中心に事業所数が伸びてきた経過がある。一方、社会福祉法人については、法人の使命として、地域の福祉の向上のための事業を行っており、特別養護老人ホームについては、社会福祉法人のみが運営を認められていることから、施設にデイサービスを併設する等、事業の住み分けがされているのではないかと考えている。仙台市においては、今後も介護需要が伸びていくことを見込んでおり、事業者としてもそのような見込みのもとで、他県から参入するケースもある。また地元の事業者においても、介護業界に新規に参入したり、

業態を変更して参入してくる事例もあるので、それぞれの事業者が強みをいかして、事業を行っていただければと考えている。

小坂委員：今年はインフルエンザの流行が例年より早く、ワクチンが足りなくなることが懸念される。また、早い時期に予防接種をすると、シーズンが終わるまでワクチンの効果が切れてしまい、2回の予防接種を受けなければ、意味がなくなってしまう。医療・介護職でもワクチンが足りなくなる恐れがあり、介護事業所では一度罹患してしまうと一気に広まるので、早めに情報提供が必要ではないか。

藤井課長：市内の学校で学級閉鎖が発生したとの情報を受け、各事業所には9月の連休明けにインフルエンザ等感染症の注意喚起のお知らせの文書を発出した。現在のところ、事業所での集団発生の報告は来ていないが、これからの時期は、インフルエンザだけではなく、大腸菌等、様々なウィルスに対して、感染症対策を行っていかなければならない。

佐藤係長：本委員会でのご指摘を踏まえ、先日、介護事業所向けの衛生・栄養管理研修会として、食品消毒や手洗いの方法等、市の専門職員による研修会を実施した。これまでも、大規模施設の事業者については、「特定給食施設」として、衛生管理等の義務が課せられているが、小規模事業者は特定給食施設に該当せず、これまで研修機会もなかったことから、今年度初めて実施したものである。参加者も100名を超え、参加者からも非常に好評であったので、今後も、定期的に開催をしていきたいと考えている。

小笠原委員長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

5. 閉会